

第10回議会運営委員会記録

平成30年3月20日

【開催日】 平成30年3月20日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後2時30分～午後4時5分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	清水 保
主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介

【付議事項】

- 1 市議会モニターについて
- 2 その他

午後2時30分 開会

大井淳一郎委員長 皆さん、お疲れ様です。ただいまより第10回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力ください。お手元にあります資料を確認したいと思います。資料1、2ですが、これは先日モニターさんから議長宛てに出された文書です。別紙で、今回要綱の見直しをされるということで私たちの意見も酌み取ってほしいという内容のものです。これは参考意見として皆さんでこれも含めて検討していただければと思います。そして、資料2ですが、これは現在の設置要綱です。今日の議論を

踏まえて設置要綱を見直すべきところがあれば、改正をしていきたいと思っています。今日は、先日私のほうから案として要綱見直しに際して、要綱というか、このモニター制度の見直しに際して、考えられる論点について上げましたので、その論点について事前に会派に持ち帰り、考えをまとめていただいていると思いますので、皆さんに順次当てていきますので、意見を述べていただければと思います。資料1、資料2特にこちらを見ながら進めていきたいと思っています。まず、初めに、最初にお示ししました論点といたしましては、市議会モニターの設置目的です。これは第1条に係るところです。要は、市議会モニターに何を求めるのかというところです。市議会モニターさんにここに書かれている設置目的に沿って職務とも絡むんですが、やっていただいたんですけど、私たちが求めているものをしっかりと明確にして、来年度に委嘱状を交付する際には、この設置目的を含めた説明をしっかりとしていけないといけない。その大本になります設置目的についてということで、市議会モニターに何を求めるのか、お願いするのかといったところを、皆さんでまずは意見を上げていただければと思います。

高松秀樹委員 別紙で、要綱見直しにおける意見が出ていますが、これは市議会モニターさんから出ていて、そこに書いてあるとおりでと思うんですけど。いわゆる「市民とともに歩む」という言葉、目的を明確にすることと書いてあるとおりで、そういう直接的な文言を入れたほうが良いと思います。

河野朋子委員 設置目的については、会派で話し合ったところ、現状のこの原文のおりでいいんじゃないかという意見で、会派のほうでは意見としてまとまりました。今のモニターさんから出ていた設置目的のところ新たに「市民とともに」というような表現を入れたらどうかという意見が、今ここで読んだのでちょっとこの件について会派の中で話し合った段階ではこの原文のままで良いのではないかというところでまとまりました。

奥良秀委員 設置要綱、第1条は私たちのほうはこのままでいいんじゃないかという話で決まりました。

笹木慶之委員 私のところも設置については、この原文でということ。もちろんこちらのほうがまだ見えてなかったですからね。ということもありますが、一応、原文で了解ということになっています。

大井淳一郎委員長 最後にみらい21ですが、私たちの会派も原文どおりということですが、今、高松委員が言われたこの「市民とともに歩む」という表現を加えるべきではないかということですが、全体の趣旨にそぐわない程度で、私ももし加えるのであればそれもあるのかなという考えではあります。この点についてはまだ会派で当然話はしていませんけど、加えることについては考慮すべきところではあろうとは考えております。そこで皆さん、第1条については基本的には原文どおりなんですけど、モニターさんから出た意見、及び高松委員の所属する新政会から「市民とともに歩む」といった表現、これそのままではないんですが、表現はまた変えていく必要があるかもしれないんですが、こういった文言を加えるべきかということについて、皆さんの意見を頂戴したいと思います。今出されて、会派の意見ではないでしょうけど。

河野朋子委員 「市民とともに歩む」というその表現をどう捉えるかということだと思いますけど、原文の中に市民から「より信頼される議会」というような表現でこちらとしては規定をしたつもりなので、あまりにも抽象的なので、「市民とともに歩む」というのと、「市民からより信頼される」という違いというのも分かったようで分からないところもあるので、モニターさんからの提案の趣旨は十分分かるんですけども、その文言を入れてほしいという意味だったのか、それとも目的を持って、今の1条の中にそれが十分ないのかどうかということ、そこまではあまり感じませんでしたけど、入れるとしたらその辺り、「市民からより信頼される」、

「市民とともに歩む」議会というところを入れるくらいと思いますけど。それくらいですかね。

奥良秀委員 第1条の中に「市民からより信頼される議会」ということで、「市民とともに歩むため」イコールではないかもしれませんが、やはり議員として何をしていきたい、モニターさんがどういうふうに感じられるかだけだと思うんですが。私はもうこのままでいいんじゃないかなと思います。

笹木慶之副委員長 大変微妙な言い方の問題なんですけど、設置の、これは私の会派で皆さんが了解したというのは、広く意見を徴してそしてそれを反映させるそのことが市民からの信頼を得る機会なんだという、これは3段階の説明になってましたですね。そのことが今ここに書いてある「市民とともに歩む」議会になるんじゃないかと思うんですけど。これは私見ですから、私どもの会派にもう一回持ち帰って冷静に判断したいと思います。ただ、かけ離れているものではないと思いますけど。

大井淳一郎委員長 私も会派の意見ではないんですけど、かけ離れた、言われたことはごもつともなところはあるんですけど、今ある第1条との整合性は、考えないといけないので、そのまま入れるというのはちょっとどうかと思います。ただ生かせるものであれば生かしたいぐらいの私も考えですが。高松委員、もし良ければ何か案としてありますか。この1条を改正するのに。

高松秀樹委員 もともとの設置要綱で文章を見ると、「市民等から意見等を広く聴取し、反映させる」このことが市民から信頼される議会になる。というのが、果たしてイコールなのかなという気がします。ちょっと飛躍しすぎている、文面が。ここにあるように「市民とともに歩む」、要は、市民の皆さんから意見をもらってそれを反映することが「市民とともに歩む」というほうが分かりやすいのかなという気がします。

大井淳一郎委員長 この市民等から意見を広く聴取し、反映させるところを少し変えるという感じですか、今、高松委員が言われたのは。

笹木慶之副委員長 これは設置の原点というのは、やはり「市民等から意見を広く聴取し」というのは、これはのけられんと思います。その考え方は。そしてそれを反映するという事は、これは議会活動の原点だと思えます。だから、そのことをしっかりやることによって、「市民からより信頼される議会」になるんだというこの流れは、私はこれは大事にしたい文面だと思ってます。

高松秀樹委員 僕も副委員長の言われるとおりの、その部分は何ら問題ではないと思うんです。それにかかる言葉の「市民からより信頼される議会」、つまり意見を聞いてそれを議会運営に反映させることが、「市民からより信頼される議会」になるのか、そう考えるよりも、そうやって皆さんから意見を聴いて、そうですよねと反映させること、要は、これが「市民とともに歩む議会」だという意味合いなのかなという気がして、文章の問題ですよ。もちろんこの原文でもぱっと読んだとき理解はできるんですが、より深く意味合いを考えると、これはどう考えても市議会モニターというのは、「市民とともに歩む議会」、議会が市民の意見を聴くと、そして反映できるところは反映していくというのが正しく議会だけでなく、市民を巻き込んだ議会運営の在り方を考えるという意味からすると、ここの意見に書いてあるとおりの文言を入れたほうがいいのかという気はします。

大井淳一郎委員長 今、高松委員が意見を述べられましたが、皆さんのほうで。加えるならば、多分、反映させることによりの後に、「市民とともに歩み」という表現を入れるような感じかな。一応資料2として原文がありますけど。「市民とともに歩み、市民からより信頼される議会となるため」・・・文章的にはあれなんですけど。事務局のほうでお知恵を、もし「市民と

ともに歩むため」という表現をこの1条に生かすならばどういったことが考えられますか。事務局からお知恵をいただけますか。（「急に」と呼ぶ者あり）急に言われても困る。言えない。承知いたしました。

高松秀樹委員　うちの議会の基本は、議会基本条例だと思います。議会基本条例を見てみると、第5章に「市民と共に行動する議会」という項目があります。その第22条に、この市議会モニターとはちょっと違うんですけど、附属機関の設置ということであっております。ということは、この第5章「市民と共に行動する議会」の範ちゅうに市議会モニターが入るべきだと、僕は思います。そうすると、上げてこられている意見は、市民とともに歩む議会ですが、市民とともに行動する議会、同じようなものですが、そういう形で目的をはっきりしたほうが良いというふうに思います。

大井淳一郎委員長　今の意見ですが、皆さんいかがですか。議会基本条例第5章「市民と共に行動する議会」、議会モニターをこの基本条例の見直し的时候には、条例化はしなかったんですけども、この中に入るんじゃないかという高松委員の御意見、実際、制定に携わられているということで、造詣が深いんですけど。

高松秀樹委員　さらに言えば、この市議会モニターを設置して、実行する目的が市民から信頼される議会になるために、これを行うのか。それとも、ともに物事を作って行って行動する議会になるために市議会モニターを設置するのかということだと思います。

大井淳一郎委員長　今、意見がございましたが。

河野朋子委員　前に言ったのであれですけど、その違いというのが私も分からないんだけど、「市民からより信頼される議会」と「市民とともに歩む議会」の違いが明確に分からないんですよ。どちらもあるべき姿であっ

て、どちらを書いたとしてもいいような気がするし、モニターの皆さんからの意見ということで、こういった形でやってほしいというのは分かるんですけど、今の原文でそれが足りてないかと言われてたら、目的とかそういうことよりは、むしろ、その後のモニター会議とか後の部分に制度的な問題があって、ここの理念のところというか、考え方にそんなに大差があるようには個人的には思えないので、ここを絶対変えないとこの設置目的が果たせないかといったらそうでもないような気もするので、すいません。個人的な意見です。

大井淳一郎委員長 この分については、会派の意見ではないので、皆さん。

笹木慶之副委員長 先ほどから申し上げているように、大きな差異はないんですよ、言葉のあれで。強いて言うならば、一般的に使われている表現が今の原文に書いてある流れ、3段を追っていつているわけですが、だから、目的自体は「市民からより信頼される議会となる」ということを目的として設置されるもので、その手法として多くの意見を聴取して反映させるということなんですから。だから、それらを含めてともに歩む姿ではないかと思うんです。言葉の言い方で意味合いの差は無いような気がしますかね。

大井淳一郎委員長 全委員、思いというのは一緒だと思うんですけど。それをどう言葉にしっかり残すのか、これに包含されているんじゃないかという違いだと思うんですけどね。僕は、変えるというか、加えるぐらいの感覚しか持ってないですね。

笹木慶之副委員長 加えるなら、どこに加えるかということになる。強いて言うならば、反映させる、広く聴取し、反映させ、「市民とともに歩む市議会」として、「市民からより信頼される議会となるため」と入れるかどうか。屋上屋を架すことになるわけね。ダブってくるわけよ。だから、かと言って、省いて入れるとなると、逆に軽くなるような気がして、信頼

という言葉が除くと、どうなんかなというのが。戸惑いとためらいがあるね。難しいよ、これ。

高松秀樹委員 これは前作られたときに、なぜ市議会モニターを設置しようという話になったわけですか。それこそが目的じゃないですか。

中村議会事務局長 そもそも作ったとき、今、高松委員は附属機関の設置のところで言われましたけど、議会基本条例でいう23条、議会広聴の充実のところだと私は認識しています。議会は多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めますというところで、この多様な広聴手段の一つがモニター制度だとか、そもそもの出発だったと思ってます。

高松秀樹委員 ということは23条ですね、局長。23条は第5章「市民と共に行動する議会」のくくりです。だから日本語として「信頼される議会」と「市民と共に行動する議会」というのは基本的には違うんですよ。両方求めるところは一緒ですよ。議会いろんな目的があるわけじゃないですか。議会基本条例にあるように、説明責任を果たす議会というのもあるし、いろんなのがある。そのどこに入るのかというと、今局長が言われた23条に含まれるのであれば、「市民と共に行動する議会」のところなんで、これをそのまま使えという話ではないんですが、そういうニュアンスの目的に沿った文言を入れたらどうかという話です。

笹木慶之副委員長 それならどのように入れますか、高松委員。それを悩んでいるわけです。

大井淳一郎委員長 「市民からより信頼される」を「市民と共に行動する」と差し替えるくらいになる。今のやり取り、23条の具現化だったら。

清水議会事務局次長 今、委員の中で議論がある中で、「市民からより信頼され

る議会」というのもあくまでも議会基本条例を制定するときの目的ですよ。こういうふうな議会になりたいという目的だと思います。今言われた、「市民とともに歩む」というのは、それはそうなるためにではなくて、あくまでも市民と歩むということでこの議会モニターを設置して、どういうふうにしましょうかというところですから、やはり「市民とともに歩む」のは目的ではない。というところで、ここがすり替わるというのはちょっと違うのではないかなと思っています。入れるとすれば、まだ案は分かりませんが、「市民とともに歩む議会」として、こういう市議会モニターを設置しますよということであれば入ると思います。

大井淳一郎委員長 一応、思いは一緒なんですよ、皆さん。表現の問題なんで。

その案を出して、構築して、皆さんで同意が得られればそういった表現に改めるということできたいと思います。モニターの職務、役割というのは……。(発言する者あり) 今日で要綱確定ではないので。

笹木慶之副委員長 例えば、この1条の前段に、議会基本条例第23条のこれこれに基づきを入れさえすれば、その手法としてということで入れれば済むんじゃないかと通常なるわけね。だけど、これは細かい検討が必要なので、これは思い付きで言ったので。

大井淳一郎委員長 案をいろいろ出してもらって、それでまた検討していきたいと思います。(「そこから持っていくなら」と呼ぶ者あり) そうですね。第2条で議会基本条例を引っ張っている場合もありますので、ちょっと表現が平成20年うんぬんを書かざるを得ないので、どうなのかなというところがあるので、第1条に。それはちょっと置いて。では、最初の論点です。市議会モニター設置目的というのはいろいろ意見が出たので、表現を改められるのであれば改めていく方向でいきたいと思います。それでは2番目、市議会モニターの職務、役割です。私たちが市議会モニターにどういったことをお願いするのかということで、関連するのが第3条の職務ということ。3条の第1号が主に本会議等を傍聴

してインターネットを見るなどして意見を出してもらおう。そして市議会の議会だより等に関する意見を出してもらおう。また、運営に関する調査に回答する。それからモニター会議に出席すること。その他議長が必要と認めることですが、基本的にはこの目的ということで今来ているんですけど、皆さんのほうで、どういった議論、会派の意見があったのか聞きたいと思います。

高松秀樹委員 特に3条の1号のところだと思うんですけど、恐らくこれを基にモニターの皆さんが意見を個人的に出されている状況だと思います。個人的な意見というよりか、やはり市議会モニター全体としての意見を出せるような要綱に改正すべきだというふうに思います。

河野朋子委員 1、2、3号については特に、このままでいいんじゃないかということでしたけど。3条全体で言いますね。4号のモニター会議の位置付けというところで少し議論がありました。今回、モニター会議とはそもそもどういう会議なのかがちょっとイメージできてなかったというか、その辺の準備も不十分だったのもあって、モニター会議をどのように位置付けるかということで、一つの組織として本当に、例えば座長がいて、そのまとめをするべきなのか、それともモニターさんが集まった協議会的な感じで、それぞれが意見交換するというような、二つ考えられるんです、このモニター会議については。それで、私たちの会派の中では、モニターの皆さんが集まって意見交換をするという扱いで、それぞれ個人の意見はもうばらばらなのでそれを一つにまとめたりするというよりは、それぞれ意見は出し合って意見交換するというくらいにとどめて、4号をモニターとの意見交換に出席するというぐらいの表現にしてはどうかというようなところで、モニター会議についての考え方は、この後、モニターさんからも提案が出ていましたけど、この議運の中でも意見が分かれるのかなと思いますけど、会派ではそういうところで意見がまとまりましたので報告します。

奥良秀委員 3条の中でもあるんですが、全てのところに意見等で、等というところが今高松委員も言われたとおり、モニターさんが意見、こういうふうにしてほしいところがいろんな意見が出てきてなかなか集約できないというところかなと思うので、もう少し、この議会に対して、批判という問題があるかもしれませんが、もうちょっと、本当に議会が、後は議員が、聞いて、こういうところはやっぱり襟を正していかないといけないよねという意見を率直にもらえればいいのかと思いますし、先ほど、河野委員からもモニター会議がどういう内容かという、これは会派の中では話題にはならなかったんですが、自分で考えていることは、モニターの皆さんで話をしてもらってある程度意見を集約していただいて議長に対して意見書を出してもらえればいいのかと思っています。

笹木慶之副委員長 私のところはこれは具体的には皆さんから意見は出なかったんですが、私自身はモニター会議の意義というか、何をどうするのかというのがよく見えないんです。だから、例えば、いろいろ出た意見を集約して一つのものにすることなのか、それぞれのフリートークで出たものをそのまま意見として出すのかということと、それから開催の時期、どの程度どのようにやるのかというですね。それがよく見えないんです、正直に言って。ただ今このモニター会議の在り方についてということで、見直しの意見が出ていますが、そうなんかなあ、これもクエスチョンなんですけど、だから、そもそもこのモニター会議が求めているものというのは何ですか。私が聞くのは変な話ですけど。だからそこが非常に曖昧なものですから、だから疑問が起こるんであろうと思うんです。だから、これをきちんと整理していく必要があるのと、もう一点は、その下のその他議長が必要と認めることとあるんですが、よくこれは付けがちなんですが、この職務についてはかえって混乱を招くことじゃないかと思います。だから、私はこれはちょっと疑問に感じますが、議長いかがですか。

小野泰議長 恐らく当初からいろいろ考えますと、何か特別なことがあってそ

れが必要としたときにお願ひせんといけんことがあつてということでその他特別と、書いてあるんだらうと思います。

笹木慶之副委員長　それならば、これはいわゆる異例のケースとしてのことならば、これは最後のところのその他で片が付くのではないですか。だからあたかも何かあるかのごとく、議長がいらっしゃいというふうに手を引いているような気がしてならんわけですよ。これが濫用されると大変困ったことになるわけです。いやいや制度上言うんですよ。決して、実態がどうだこうだというのじゃなしに。制度上としてそういう形というのは僕はどうなのかと思います。この職務というのは、きちんとしておかなければいけないと思います。だから曖昧さが残ってくるわけです。だからもし、この要綱の中で運用できないときには、その他の第10条でありますから、これで議長が協議して決めればよいということになるので、私はあえて、二段構えにする必要はないと思います。あくまで意見です。

大井淳一朗委員　もちろんそれも大切な意見です。私たちの会派は、3条はこのとおりで行きたいと。モニター会議については、基本的に、委嘱時に出席したときと、辞められるときですね、そのときにモニター会議を開いて、最初に、きちんと、前回これが一番僕は問題だと思っているんですが、モニター制度についてきちんと説明をすると。どういうことをしてもらって、ルールというか、こういうことをお願いしたいということをも最初に説明するという段階。当然そこで質疑応答はあるので、そういう位置付け。そして最後辞められるときは、この1年を振り返ってどうでしたかということ聞くという会議という位置付けであるのかなという考えであります。意見を提出するというのは、このとおり1号から3号、意見等というのを意見にするということも今奥委員の意見を聞いてそういうことも改めることも検討の余地があるのかなとは思っています。基本的には、3条の職務はそのままということで。モニター会議、ここ以外ほかにはないので、モニター会議についての条項というのはどっ

かに設けなきゃいけないなとは思っています。ですから3条はそのままかなということです。モニター会議の在り方とも絡んできますので、ここではモニターの職務や役割及びモニター会議の位置付けということで二つの論点について話合いをしていきたいと思えます。皆さん意見を出しました。高松委員、一つお伺いしたいのは、3条では意見を提出するという職務があります。今、モニター会議での意見として出せば、モニター会議でまとめた意見を、意見として私たちは受け止めればよいというふうに受け止めたんですけど、この3条で意見を提出するというのは、割愛するというのでしょうか。

高松秀樹委員 意見は、個人的な意見を議会側に出すというのではなくて、いろいろ定例会とか議会報告会とかを見られて、皆さん意見があると思えます。それをモニター会議の中で統一をしていただいて、それを議会側に提出をしていただきたいという形、それをまたモニター会議に議会側が返していく形にすべきだと思います。なぜかという、個人的な意見を出されると、建設的な意見だけではないものが多々ありますよね。そういう対応に非常に議会として困るし、例えば、行政に対しての話も今回あったので、そういうことも議会側が一回受け取るというのはなかなか後が困る話なので、「市民とともに歩む議会」を標ぼうするのであれば、モニター会議の中でしっかりとした意見を頂きたいと思っています。

大井淳一郎委員長 モニター会議というやり方ではどうかということが、あり方委員会でもあったんですが、そのときは諮問会議との区別ですね。議長が諮問して、高松委員さんは当然釈迦に説法なのでいいんですが、諮問会議との区別が付かないんじゃないかと。モニター会議をやるというのは、そのときは意見交換という形に変わっていたんですね、当時はですね。

高松秀樹委員 ちょっとよく意味が分からないのですが、諮問会議とは何ですか。あるんですか、今、諮問会議というのが。附属機関のことですか。

大井淳一郎委員長 諮問会議というのはいないです。附属機関の設置は、基本条例でできると。

高松秀樹委員 今の話は、ごっちゃになるから分からないという話ですけど、諮問会議がないのであれば、何もごっちゃにならないじゃないですか。当初作ったときに、その意味が分からなかったのだから聞いていただけですけど。

大井淳一郎委員長 諮問会議は、この場合では議長から何かテーマを諮問してそれに応じて動くのが諮問会議ですよ。それとこのモニター、だからモニターで集まって何か議会改革に対する提言をするというのは、議会改革に関する諮問会議とどこが違うのという話があったんですよ、当時。ですから、モニター会議の位置付けの話を今していますが、そこがあっという間の会派でも少し・・・。

高松秀樹委員 モニター会議をどうしたらいいかというのを今から話して決めていきたいと思うので、僕のモニター会議のイメージは、モニターの方々が、例えば、定例会、本会議、委員会、議会報告会等を見られて、例えば、モニター会議の中で、だからリーダーが必ず要ると思うんです、モニター会議。今回の本会議について皆さんの意見を聞かせてください。そこでいろんな意見出ますよね。そこでこれはこうです、いやあなたの言うとおりですと、意見調整をします。それで、本会議で平成30年度3月定例会本会議についてという意見を例えば議長というか議運ですかね、議長宛てに出すと。そういうことを行ったほうがいいのではないのかなと思っています。

大井淳一郎委員長 ほかの委員の方の意見も聞きましょう。

河野朋子委員 そこがすごく意見が分かれるんじゃないかとさっき言ったとこ

ろで、そもそもこのモニター制度を作ったときにいろいろ意見が出たんですけど。市民の関心がやはりすごく議会に向いてないという悩みを常に私たちは抱えて、報告会の参加者がいつも同じような人になってしまい、参加者がどんどん減っていく。もっと市民から議会に関心を持ってもらうようにするためには、何をしたらいいのかと。そういった悩みの中から市民モニターの発想が出てきたと思うんですよね。議会改革の一環と言いながらも、そういうモニターをたくさん作ることによって、当初は30人とか40人とかいう設定だったんですよね。たくさん、少しでもいろんな人に関心を持ってモニターになってもらうことで議会報告会に出掛けたり、傍聴したりという人が少しでも増えれば、そこからまた広がっていくんじゃないかということもあって、広く市民の意見を聴くという機会としてモニターを作ろうということで、その当時は、モニターを一つの組織としてというか、集まりとして、そこで意見をまとめてとか、議会に対してまとめた意見を出してほしいという想定を正直なところしていなかったです。たくさんの方が少しでも関わられるような仕組みとしてモニターをしていこうという発想があって、いろんな条件で期間的にもちょっと改選があったり、いろいろ条件的にちょっと難しい時期にあったので、きちんと整理されていなかったのも、モニター会議がどうなのかというのもそれぞれがイメージはしていたけど、きちんとできていなかったという反省はあるんですけど、でもここできちんとすればいいわけで、それは。だけど、そもそもモニターに何を求めるかというのが多分意見がすごく分かれて、私たちの会派では、さっき言ったように、個人がそれぞれ意見を出してそれをまとめたりするというものにしないほうがいいんじゃないかということで持ってきたので、今、高松さんのところと少し意見が違うので、それが大きくすごく変わると思うんですね、どっちにするかによっては。そこでちょっと議論が要るのかなと思いましたけど。個々人でいいんじゃないかというところで今出しています。

奥良秀委員 私のほうも全部をまとめるというのは難しいかなというのもある

んですけど。河野委員のことに反論するわけではないです。ただ、全ての意見をみんなもう、例えば、AからC、全部いろんな意見をもらったところで全てを網羅できるかというところもあるし、小さい意見もやはり大事にしないといけないということも分かりますので、そういうところは議事録とかそういったもので、議長宛てに出して、どのみち議運に回ってくると思うので、その辺で拾い上げをまたしていけばいいんじゃないかと私は思います。ただ、実際問題、議会モニターになっていただいて、要は、委嘱するときちゃんと説明が今までされていたのかなのか。こういうふうな活動をしましょうねと。高松委員が言われたとおり、定例会を見たりとか、委員会を見たりとかして、意見を出しましょうねっていうことは言われているとは思いますが、これだけ多種多様な意見が出てきたということは、やはり、こういう意見を出してくださいよといった言葉が足らなかったのかなというところもあるので、もう少し最初の委嘱をするときにきちんとした説明をモニターさんにしてあげれば、また変わってくるんじゃないかと思えます。ただ、これを全て意見を聴いてやるのであれば、とても膨大なことになるんじゃないかと思えます。

大井淳一郎委員長　奥委員の言われるとおり、今年度というのは、そこが一番足りていなかったと思えます。ですから、来年度はその説明をしっかりしていくんですが、意見を、私たちは、モニターさんにあくまで求めているのは、議会の活動及び運営に関する意見であって、行政に対する意見というのは、それはもちろん貴重な意見ではあるんですけど、私たちの求めているものではないと、その辺もはっきり言わないといけないと思っています。そこが無かったので、いろんな意見が出たという反省は当然あると思えます。問題は、その職務なんですが、意見を、要は、個人的な意見を出しやすくするために、個人的な意見を出してもらったほうがいいんじゃないかという意見と、それじゃ收拾が付かないということで、收拾するモニター会議というものを、收拾して一つのまとめた意見を出してもらおうと、それが市民と行動する議会に合致するのではな

いかと。それを受け止めて、僕らがその意見に対応していけばいいんじゃないかという二通りの意見があると思うんですけど。モニター会議ですよね。だから、それはすごく理想的なところもあるんですけど、モニターに対する負担を掛けるようになるよね、過度な負担をね。要は、会議を年、この意見によれば4回程度くらい出て、4回程度とは書いてないですけど、4回とは書いてないですけど、何回か集まって出された意見をモニター会議でまとめて出してという、それがモニター会議、モニターになられる方全員がモニター会議に出席して、モニターをまとめるということに協力してくれるかというところとちょっとそこは僕はうーんというところがあるんです。

高松秀樹委員　でもそれは募集要項に明記して募集するわけでしょう。後付けでこれをしなさいという話になるわけでないので、全く問題ないと思いますよ。

中村議会事務局長　今回、別紙で提案いただいているモニター会議の在り方についてというところで、その一番下にモニター会議に対して議長より議会改革について諮問すると。議長がモニター会議に議会改革について諮問して、定義付けをして、年に何回かモニター会議が答申をするというふうにしたらどうでしょうかという御提案なんですけど、これは今のうちの議会基本条例でいきますと、先ほど高松委員が紹介された附属機関の設置、これに当たると思います。だから第22条で議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を設置することができますと、いうところで、こちらに当たるのではないかと。この附属機関を設置するためには、この22条に書いてあるように、別に条例で定めるところによりと非常に、やはり負担も多いということで条例できちんと定めてやっていただきましょうというのが、議会基本条例の趣旨ですので、このモニター会議で、今回のこの御提案ということになると、附属機関という形でやるべきだろうというふうには思っております。

笹木慶之副委員長　それで私さっき言ったのが、例の会議の趣旨がよく分からないという、どういうことになっているのか。それから曖昧なのが、その下の議長が必要と認めることとなるんですよ。これを読んだときに答申、諮問という思いがここから芽生えてくるような気がするんです。だから、モニターの職務そのものがきちんと定めておれば、それは職務の中でやってもらうということでない、募集掛けられんでしょう。そして議長がモニターさんにそのほかのことで依頼することはまずあり得ないとしておかないと、そこに曖昧さが出てくるから、お互いに疑問が出てくるんじゃないかなと私は思います。だから、今、基本条例を手元に持ってないので条文の引用ができませんでしたが、いわゆる議長が諮問をするということは別項目の問題として捉えて対応しないと、ここでその現象面は無理があると思いますがね。それともう一点、さっき言った結局、モニター会議というのは何ですか、これ。先ほど言われた委嘱のときの会議と、解嘱の会議ということ、今までそうやった。今から決めるということでしょう。

河野朋子委員　その辺が曖昧だったことからいろいろ意見が分かれていますけど。結局出された意見に対する対応が難しいから今モニター会議としてきちんとまとめたものを出してもらったほうが、対応がしやすいんじゃないかという発想が一つありますけど、そういう考えもありますけど。多様な意見をもらうということを考えると、逆に、モニター会議でまとめてしまうと、多様性が少し、その辺、だからどっちを大事にするかということで、私たちの会派では、たくさんの意見をもったほうがいいんじゃないか。だけど、対応が今難しかったり、うまく行ってなかったりということがあったら、後のところに、処理のところ8条のあたりで、出されたときにどうするかというところでまた後出てくると思うんですけど。個人的に出された意見は全部受け入れて、そして全部は掲載したものを全議員に配布するということが絶対やったほうがいいとか、やらなくてはいけないんだけど。その返事については、ここで8条に飛ぶんですけど、関連があるので、8条で市民モニターから意見

が出されたときには、出されたときにはというふうに、必ずこういうふうにしなければならないという流れができていますけど、そこを1回ふるいに掛けて、モニターから設置目的に該当した意見が出されたときにはというような限定を付けて、個人的な感想などの意見は全議員には配るんだけど、設置目的というのがさっきのそもそも何のためのモニターなのかというところで、議会の活動と運営に関しての意見なので、それに該当する部分については、ここでは議運となっていますが、これを広聴特別委員会にしてはどうかという提案もあります。そういうところで意見をそこでふるいに掛けるというやり方をすることによって、モニター会議をそういったまとまったものにするんじゃなくて、個々人全部意見は承り、そしてそこでふるいに掛けるというやり方によって、初年度のいろんな混乱を少し改善できるんじゃないかということで会派で意見としてはなりましたので。モニター会議はやはり、さっき言われるように、座長作って、リーダー作って皆さんの意見をまとめてというふうにすると、逆に多様な意見が伝わりにくくなるんじゃないかという意見があったので申し添えます。

大井淳一郎委員長 参考までに、皆さんも既に御承知で釈迦に説法なんですけど、芽室町は、モニター会議で大体30人、40人くらいの方にモニターになっていただいて自由かつ達意に意見を出してもらって、定例的に会議とか意見交換会を開いてどうかということはやっています。それとは別に議会改革諮問会議というのを開いて、これが正に附属機関で議長からの諮問を受けて一定のテーマについて答申を出していると。毎年1回出しているというような位置付けにあります。私もよく読んでなくて恐縮なんですけど、要綱見直しにおけるモニターさんからの意見は、むしろ諮問会議のような位置付けなのかなと思いましたね。ただ、諮問会議を今日、明日設けるのは無理なので、それはまた条例制定とかいう話になるし。(発言する者あり)任意の会議か。取りあえず、今日の目的は要綱を完全に見直すとかいうことでなくて、いろいろな論点がある中で意見を出してもらおうということなので、これもいろいろな考え方があるとい

うことで、また検討していきたいと思っております。次に、モニターの定員及び任期であります。モニターの定員については、公募10人という形に今なっております。任期は、1年ということで、再任は妨げないということでもあります。これについてですが、まずモニターの定員、これは結局、モニターの公募に加えて、公的な団体からの推薦を受けるのかどうかということもあります。もともとはそういった公的な団体と公募の二段構えだったんですけど、旧議会運営委員会で調整して公募だけにしました。ただ、公募だけではなくて、そうした公的な団体からの委嘱も可能とすべきではないかという考え方もあろうかと思っておりますので、そのこととモニターの定員がまず一緒になると思います。そして任期ですね。今任期は1年となっております。どうするか。再任となっているけど、再任やったら10年、20年やるのかということ、それやったら多様な意見も出なくなるからある程度上限を設けるべきではないかということも考えられるのではないかと思います。これについての皆さんからの意見を賜りたいと思います。

笹木慶之副委員長 これは、いわゆる素朴な感じで読んで、任期の問題は、1年とする。1年はいいと思うんです。ただし、再任を妨げない。だから、もう1年、もう1回ですね。その次は言ってないわけですから。再々任は言ってないわけですから、再任までしか言ってないですから、2年が限度ということで。このぐらいだと思いますよ。いわゆる多様な意見を聴こうとすれば、また違った方に出てもらってということもあるだろうし、当面は私はこれはこれでいいという気がしますが。

奥良秀委員 これは第4条ですね。10人以内とする。ここはいいんですが、ただその下、ただし、議長が必要と認めたらうんぬんかんぬんあるんですが、これも一番最後のその他に引っ付けてしまえばいいんじゃないかと思うんですけどね。ここでまた議長を出さなくてもいいんじゃないかと思っております。その次に2として任期ですが、1年はいいと思います。ただ、再任のところで、このモニター設置というのが広く広聴するために間隔

を空けたほうが私はいいんじゃないかと思うので、再任はどうかなと。やはり、逆に10人しかいないので、もっといろいろな人の意見を聴くためには隔年に見てみたりとかに見てみても面白いかなという意見がありました。

河野朋子委員　ここは会派では、特に意見はなかったんですけど、今議論していく中で、多様な意見と言いながら10人以内という設定にしているのは、多分公募が前提だから、で、実際公募してみると何十人も応募者がいないだろうという、その辺で10人以内というくらいになっている。その辺りも少し矛盾があることは悩ましいんですけど。人数を増やしすぎると、モニター会議の今規程がそもそも決まってるよ。今どういうものにするかによってはあまり大人数にすると難しいのかなとか、それにも関係をするので、決めにくいところかなとは思いますが、公募だったら10人ぐらいが限度かなというところもあったり、今、はっきり何人がいいというのは分からないけど、もっといろんな人の意見を出してもらおうと思えば、いろんな団体からというのも考えてもいいのかなという気持ちもちょっとあります。任期についてはこのままでいいと思います。会派の中でもそういうことでした。

高松秀樹委員　うちは、定員は10人程度と。これはモニター会議が行われるというもとで実際会議できる人数ということ。全て公募、団体からの充て職というのは入らないと。任期は4年ということです。

大井淳一郎委員長　一応、うちの意見を言いますと、10人以内、10人程度、これは表現はどちらでも考えられるのではないかと思います。10人以内であれば11人は入らないんですが、それは置いておいて。それから公募したものの、10人そろわないこともあるので、それがずっと公募したけど4人、5人がずっと続くようであれば、そのための保険という言い方は良くないですけども必要に応じて、公的団体からの推薦も可能とするような表現を書いていく。基本は公募でいくべきだという考えで

す。任期は1年で、再任は妨げませんが、再任は1回まで、つまり通算2年までとするとはっきりと書いたほうがいいのではないかと。目的は多様な意見と。多様な人から多様な意見をお伺いするという事です。それで結構割れたね。割れないかと思っていただけ。定員は10人で、公募はいいでしょう。(発言する者あり)ただし書を取りますか。例えば、応募者が10人来た場合に。4条1項は、このように市議会モニターの定員は10人程度とするということで、ただし書はのける方向です。2項ですが、これについて1年ということと、再任じゃなくて隔年で行こうという意見がありました。再任はするけど通算2年までとかいう意見も私らのと、高松委員は4年ということで、この辺が割れていると。4年は。2年はあるかなと思います。再任を妨げないというのは大体もう「再々任はない」と呼ぶ者あり」実質はずっとやっています。じゃあ一旦休憩します。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。次の論点を挙げたいと思います。モニターの要件です。市議会モニターの要件に関しては、第5条に書かれてあるとおりで、基本的には何も問題のないところでありますが、皆さんでモニターの要件について御意見がもしあれば挙げていただければと思います。

笹木慶之副委員長 要件じゃなしに、第2号の最後の「もの」とあるけど、「者」じゃね。通学する「者」でしょ。

奥良秀委員 私も特には無いんですが。この5条(2)、この市内に在住してなくて、市内に勤務されている方が入られる理由はどういうことがあるの

かお聞きしたいと思いました。

河野朋子委員 これは市民の定義というところだと思うんですけど、自治基本条例の定義の中で市民の定義として、こういった市内に住所を有する者だけでなくということ定義しているので、それを多分使ったんだと思っています。

大井淳一郎委員長 奥委員、この5条の要件の中で何か改正するとかいうのはありましたか。

奥良秀委員 それは特にはないです。

大井淳一郎委員長 これは私も以前出したこともあるところなんですけど、モニターの要件、基本的にはこれでいいんですが、防府市辺りでは、これに加えて過去に議員だった者を除外するということがあります。要は、議員OBを、除外という言い方は良くないですけど、それ以外の方でやっていただきたいということで、防府市さんはどういう経緯で付けられたかまでは知らないですが、それをここに加えるという考えがありました。ありましたというのうちの会派で。いろいろ意見があろうかと思えます。次に行きましょう。次に、解嘱要件ですね。これが7条で、市議会モニターについての委嘱は委嘱なんですけど、解嘱することができるということで1号から3号まで上げられております。それで、これについて皆さんに意見を伺いたいと思います。

笹木慶之副委員長 ここでまたその他議長が認めたときというのが出てきますがこれは好ましくないと思います。議長どうでしょうか。

大井淳一郎委員長 それは、意見なので。

奥良秀委員 私は、特にはないです。

大井淳一郎委員長 河野委員も特に無い。高松委員このままでいいですか。「このままでいい」と呼ぶ者あり) このままでいい。このままでいいんですね。

笹木慶之副委員長 その他議長が必要と認めたときというのは、どういうことを想定しておられますか。恣意ですか。

河野朋子委員 (1)(2)に該当しない事案のときは(3)になるわけでしょう。そういうことでしょうか。

笹木慶之副委員長 第5条と書いてありますけど、5条各号なんですけど、あえて言うてないというか、全部当たるからそうなってるんでしょうけど。5条に適合しないものは、資格がないわけですから、要件を満たさなくなった場合ですから議長がうんぬんではないじゃないですか。それから後は本人からの申入れということで、それ以外の例外はあってはいけないと思いますけど。

大井淳一郎委員長 あまり言いたくはないですが、例えば、想定外ですね。

笹木慶之副委員長 想定外がありますか。

大井淳一郎委員長 あるかもしれません。もちろんこれは恣意的に運用してはならないとは思いますが、想定外の事態が起きた場合には委嘱者である議長が解職する場合はあり得ると。その中には、例えば3条の職務を全うしないような場合も含めることもあり得ますよね、当然。モニターとして出てきて、一回も出てこないとか。

笹木慶之副委員長 持ち帰って検討します。

大井淳一郎委員長　ほかにも意見が分かれていますので、ほかの会派はこういう意見があるということで持ち帰っていただければと思います。続きまして、提出された意見の取扱いでございます。先ほど河野委員が関連で述べられたように、要は、出された意見は議員全員に配布する。こういった文言は入れないといけないと思います。その上で、2項以降で要は、設置目的に合致したものを受け付けて、それに対して対応するといった流れですよ。そうしたものが河野委員からありました。ほかの会派の意見を聴きたいと思います。この意見の取扱いです。

笹木慶之副委員長　今の意見でいいと思います。特にありません。

奥良秀委員　ここも全て意見等、等がずっと付いてくるので、その辺をきちんとしてほしいなど。何を聞きたいのかというのがちょっと。意見は意見で、もう意見でいいと思いますので。あとは特にはないです。

大井淳一郎委員長　河野委員は今私が述べたこと以外でよろしいですか。

河野朋子委員　先ほど言ったように、設置目的に該当した意見ということを入れてもらって、後、議長は広聴特別委員会に送付するものとする。これ自体が広聴機能を強化するためのモニター制度ですので、当初は議会運営委員会がいろいろ作られていましたけど、今後はここを広聴特別委員会にするということで、2項も意見等の送付を受けた広聴特別委員会とは、担当を広聴というふうに変えたらどうかという意見が会派としてまとまっております。

高松秀樹委員　ほぼ一緒なんですが、議運で要綱を作成したら、全ての所管を広聴委員会に移管ということにしたらいいと思います。

大井淳一郎委員長　担当委員会も一つの論点があって、それが担当委員会をどうするかということで関連していますので、これ二つですね。私も同じ

ような考えです。河野委員の言われるように、設置目的に合致したものを受け付けるということでありまして、奥委員から言われてはっとしましたが、意見等の等をのけていくほうがいいのかなどという思いがあります。担当委員会についても、要綱の最終的な作成はこちらがしますが、広聴委員会、市民モニター、市民懇談会とか、議会報告会で出された意見の取扱いとかそういうものを広聴特別委員会が担当するほうが望ましいという意見もあれば、広聴委員長がうちにいますので、その辺はもうちょっと協議してくれということもありましたので。それは決まったことには従いますということでした。これは要綱には定めるということではないんですけど、締切りもある程度設定をしたほうがいいのかなどと思っております、意見のですね。いつでも受入れオッケーとかではなくて、定例会ごとに締切りを4段階で区切って、例えば、3月定例会、3月末で区切った意見をその1か月か1ヶ月半くらいで標準的に意見を調整してお返しするというタイミングを4回作るという、ある程度締切りを設けたほうがいいのかではないかと。やはり出された意見がいつまでも返ってこない、これがありましたので。定例会ごとに締め切りを設けて返していくというようなルール設定を、これは募集要項とか、説明のところでやろうかと思いますが、そういったことも意見の取扱いの中では必要ではないかと思っております。大体これについては意見は……。

奥良秀委員 それとは別に、これはモニターさんは議会報告会もと書いてあるんで、それもまた何箇月か縛ってやられたほうが、要は延びますよね。だから一個一個意見を提出する期間を定めてやっていけばいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 締切りの設定については、また、いい形、何月、僕が適当に3、6、9、12と言ったけど、それよりベストがあるかどうかということがあります。それから私が前回言った論点の中にはなかったんですけど、モニターさんから出た意見の中で、任期についてがあります。4月1日から3月31日までとすることという意見が出ておりますが、

そのときは、要は、5月15日号で議会だよりを出すということから4月1日スタートと、多分モニターさんは、じゃあ2月15日号で募集すればという話をされるでしょうから、これ任期ですね、任期についてということなんですが、こういった意見がモニターさんから出ているということを会派に持ち帰っていただいて、ただ、来年度はもう7月1日から行きますから、その辺もどうするかということも、意見として出ています。

河野朋子委員 任期のことですけど、年度の最初から最後、終わりと行政の年度で区切ったんですけど、いろいろ考えてみたら、議会の活動って3月議会が終わったら、さっき言われたように3月議会の内容を報告会でちゃんと報告しますよね。そう考えると、3月議会が本当に終わるのが、3月議会報告会をもって一応流れが終わるかなと思ったら、3月31日までで任期を切ると、その後の活動とかが中途半端になってしまうのかなと思うと、この切り方がどうなのかということも含めて、3月議会を傍聴して、3月議会の委員会を傍聴して、そしてそれで終わりじゃなくて、やはり報告会までをもって3月議会と捉えれば4月の末とか、5月の末とか、あるいはそういうことに対しての意見を出そうと思えば、3月31日でもいいのかというのが会派の中でも、この中の文面には無かったんですが、そういう実情を考えたときの任期はこれがいいのかどうかを皆さんに投げたいと思います。

大井淳一郎委員長 それは私も同意見です。

笹木慶之副委員長 私も全く同じ意見なんですよ。だから、3月議会で感じたことのその対応ができなくなるという現象が出てきます。だから、今回ちょうどこういう形になったわけですが、期限をしっかりと考えて、その意見が反映されるような任期にしたほうが、あえて年度で切ることはないと思います。もう一点は、3月議会の前にこういう対応というのはいろいろな面で混乱を起こす可能性があるんで、かえってそのほうがいい

んじゃないかと思えます。

大井淳一郎委員長 参考までに、こういった何とか審議会とかあるんですが、任期が全て年度末というか、3月31日になっているわけではないというを確認したいんですが、その辺は事務局で分かりますか。

中村議会事務局長 執行部の附属機関ですかね。その任期は、年度とは関係無くまちまちですね。

大井淳一郎委員長 以上皆さんの意見を踏まえて、任期も含めて、ほか割れているところもありますので、再度検討いただきたいと思えます。前回私が上げた意見、及びモニターさんから出された意見を含めて大体以上なんですが、皆さんで、いや、ここは皆さんと協議したいということがあれば上げていただきますと助かります。よろしいですか。今日は以上までとしますが、事務局のほうで1条に関して。

清水議会事務局次長 先ほど、一番最初に設置のところ、「市民とともに歩む」ということを入れたらどうかということがありまして、検討したんですが、先ほど私が言いました「市民とともに歩む」というのが、今要綱にある「より信頼される議会」ということと並列ということはなかなか難しいんじゃないかということも申し上げましたけれども、ただ、「市民とともに歩む」ということを目的とした要綱の作り方ということも全然問題なくできると思っております。ですから、いろいろなパターンが考えられると思えますので、少し今後の検討の参考にさせていただくために、幾つか例をこちらのほうで作成させていただいて、次の検討の素材にさせていただけたらと。だから、「市民とともに歩む」ということも目的の中に入れるという作り方も可能ですから、その辺りを作った上で幾つかお示ししたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 皆さんそれでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 よろしくお願ひします。それでは、付議事項一点目、議会モニター制度については以上といたします。続きまして2番その他でありますか。高松委員、大学の話ですけれども、予定どおり最終日に報告ということによろしいでしょうか。

高松秀樹委員 所管事務調査報告ですよ。最終の議運はいつですか。

大井淳一郎委員長 日程追加の件ということでも対応はしたいと思ひます。

高松秀樹委員 それではそのときにまたお知らせします。

大井淳一郎委員長 よろしくお願ひします。そのほか皆さんでありますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後4時5分 散会

平成30年（2018年）3月20日

議会運営委員長 大井 淳一郎